民事訴訟デジタル化 スタートから半年を振り返って

裁判所×弁護士が語る現場の変化とこれからの課題

民事訴訟のフェーズ3施行から早くも半年が経過した。今回は特別企画として、横浜地裁から渡邊毅裕裁判官、南晴鞠子裁判官、中村麻沙子主任書記官、中島洋一主任書記官、当会から中野智仁会員、牧村拓樹会員、新倉武会員が参加して、この半年で生じた変化、そして今後の課題について意見交換した内容をまとめてお届けする。

習うより慣れましょう

弁護士：まず始まってみての印象はいかがでしょう。私も何件か経験しましたが、一度やってしまえば意外に何とかなるものです。まさに「習うより慣れろ」といった感じで。

裁判所：おっしゃるとおりです。私も始まる前はデジタル記録をどう扱うのか不安でしたが、慣れてしまえばむしろ快適なことの方が多い印象です。

弁護士：弁護士側では提訴準備や記録整理は大幅に変わったなと感じます。複雑な組合せで郵券を納めたり、大量の書面をファクシミリで送受信したりということはなくなりました。17時以降に落ち着いて申立てができるようになったことも、人によってはメリットかも知れません。

裁判所：なるほど。書記官としても印紙や郵券を手元で管理する必要がなくなりました。郵券の追納に都度対応していただく必要がなくなったことや、電話照会をいただかなくても送達状況を共有できるようになったことなども、弁護士さんと裁判所の双方にとってのメリットですね。裁判所内では、ハンコは決裁システムに置き換わり、裁判官と書記官の連絡もチャットや投稿になっています。今後は何冊もの重い記録を持ち運ぶこともなくなりますね。

手引は必読ですね

弁護士：訴え提起をするときは事務員と「民事訴訟フェーズ3に向けた準備の手引」をよく読みながら一つずつ進めました。必要な情報がまとまっていて便利ですよ。

裁判所：それが一番助かります！多くの弁護士さんや事務員さんが手引のルールを読んでくださっていますので、みなさんが全国共通でこれにのっとっていただけるとありがたいです。

弁護士：手引は必読だとして、やってみて見えてきたような注意点もありますか？

裁判所：そうですね、訴え提起の場面だと当事者情報を入力フォームとPDFの両方に記載してしまっている例が一定数あります。裁判所側で入力フォーム部分とPDFを合体させて「訴状」にしますので、当事者情報は入力フォームだけにしてもらうのが良いですね。

弁護士：訴え提起といえば、法人については国税庁法人番号公表サイトで検索できる13桁の法人番号を入力しないといけません。法人登記にある12桁の会社法人等番号を間違えて入力してしまい、エラーが出て困ったことがありました（苦笑）。

出力書面は書記官からの指示後に

裁判所：その他のお願いとしては、証拠は訴え提起時ではなく事件に関連付けされた後に提出することになりますが、訴状審査の状況もあるので、出力書面の提出は書記官からの連絡をお待ちください。

弁護士：それは大事ですね。そういえば、証拠も含めて提出物のファイル名をどうするかは新しい悩みです。例えば、手引にある「甲001売買契約書」（数字は半角）というようなファイル名のルールは、ミンツでデータをきれいに並ばせるためにも不可欠ですね。

裁判所：そのとおりです。また、記録を見返すときには「原告準備書面3（○○への反論）」、「上申書（原告住所変更）」など中身が分かる親切なファイル名も非常に助かっています。

送達証明書や確定証明書は不要

弁護士：被告が欠席の事件ではもう判決に進んでいますよね。判決書だけでなく、調書判決や和解調書も代理人にはシステム送達されることになるので、うっかり見落とさないようにしないといけないです。

裁判所：裁判所からのアップロード通知には注意してくださいね。ちなみに、執行についてフェーズ3での運用変更があります。デジタルの調書や判決書を債務名義とする執行申立ての際には、「事件特定情報」を提供すれば、債務名義だけでなく送達証明書や確定証明書の添付も不要になりました。まだこれらの申請が出されることがありますので、覚えておいていただければと思います。

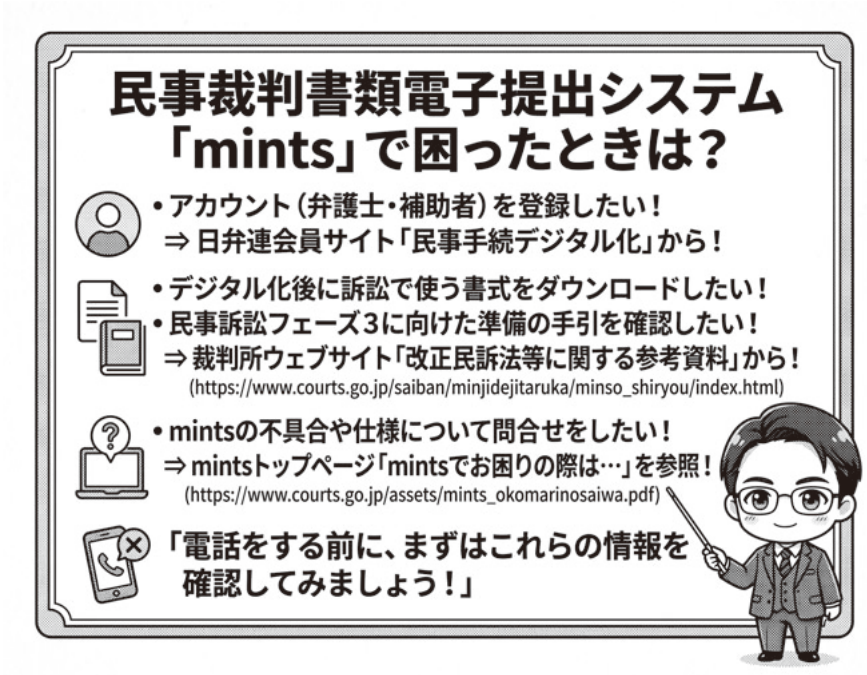
12月には民事裁判懇談会を実施

弁護士：これまではファクシミリでの提出が主だったので、カラーの書面も自由に送れるようになったのは新鮮です。裁判官は画面で記録を見るわけなので、そういった意味での書面作成の工夫などは今後の議論のテーマになっていくのでしょうね。

裁判所：「クリアコピー」も死語になるわけですね（笑）。施行から半年が過ぎて本格的な審理へ進む事件も出てきています。デジタル化への対応という段階からデジタルでの充実した審理検討という段階へ移っていきますね。弁護士さんとともに新しい「デジタルの世界での審理」を作り上げられると良いなと思っています。

弁護士：12月11日の民事裁判懇談会では、その辺りもぜひ協議させていただければと思います。本日はどうもありがとうございました。

裁判所：こちらこそありがとうございました。



神奈川県弁護士会新聞

発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通９番地
☎ 045-211-7707
URL https://www.kanaben.or.jp/

第14回　人権シンポ in かながわ

日時：2026年11月28日（土）
場所：神奈川県弁護士会館
※イベント企画によって異なります。
詳細は当会ホームページをご確認ください。

神奈川県のアウトラインと天秤をモチーフにした神奈川県弁護士会のロゴマークです。

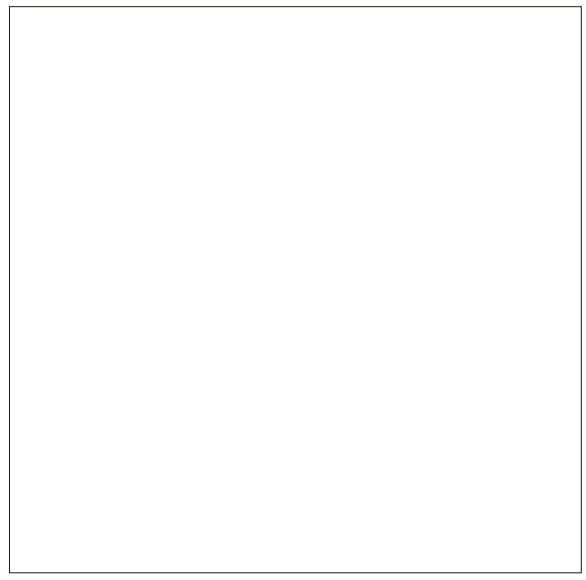
山ゆり

100歳、10万人時代▼敬老の日を控えた9月15日、厚生労働省は、「日本の100歳以上の人口が10万人を超えた」と発表した。同日時点で、その数なんと10万7677人。もはや「100歳」は、昔話に出てくるような特別な年齢ではないらしい▼考えてみれば、今100歳になる人が生まれた頃には、今のようなスマートフォンもインターネットもない。電話だって家に一台。そんな時代から100年を生き抜いてきたのだから、これはもう鉄人である。しかも100歳以上の約9割は女性。もしかすると、長寿の秘訣は「よく食べ、よく笑い、毎日を軽やかに過ごす」ことなのかもしれない▼医療や食生活が進歩し、「人生100年時代」と言われるようになった今、100歳は人生のゴールではなく、もしかしたら100歳からが〝アディショナルタイム〟なのだろう▼まずは、100歳まで生きるという目標は、そう高くないのかもしれない。とりあえず、今日は早く寝るところから始めようと思う。

（安達　慎司）

民法等改正（成年後見制度及び遺言）に関する研修会

保佐・後見を廃止し「補助」へ一元化



9月7日、当会会館において、民法等改正（成年後見制度及び遺言）に関する研修会が開催された。前半では、波多野紀夫法務省民事局参事官（成年後見制度担当）及び齊藤恒久法務省民事局参事官（遺言制度担当）による改正内容の講義が行われ、後半では、両参事官、法制審議会（民法（成年後見等関係）部会）委員の横浜国立大学常岡史子理事・名誉教授及び同部会幹事の根本雄司当会会員によるパネルディスカッションが行われた。

成年後見制度は制度開始から25年が経過しており、改正の背景として、制度をより利用しやすくする必要性や、国連の障害者権利委員会の勧告等がある。現行の法定後見制度は、事理弁識能力の程度に応じて、補助、保佐及び成年後見が画一的に対応しているが、今回の改正で、保佐及び成年後見は廃止され、補助に一元化される。事理弁識能力を欠く常況にある者については、特定補助の仕組みも利用できることになる。

開始要件について、原則として本人の同意が必要だが、虐待等の不当な働きかけのために同意が難しい場合は、同意の意思表示ができない例外に該当する余地が残された。開始要件には、代理権付与・要同意事項の定めに関する「必要性」も明文化される。この「必要性」の消滅により、制度利用の終了が可能となる。

この他、本人の自己決定の更なる尊重の観点から、補助人の解任事由の追加、本人の意向尊重義務の明確化等もなされる。

任意後見制度については、任意後見監督人を必置としないこと、任意後見と補助の併存を認めること、任意後見契約の順序、申立権者の拡大等の改正がある。家事事件手続法の改正や経過措置についても具体的な説明があった。

遺言制度の改正については、保管証書遺言の創設、押印の任意化、特別の方式の遺言におけるデジタル技術の活用・天災等の場面の追加、証人欠格事由の範囲の拡張等の説明がなされた。

後半のパネルディスカッションでは、国会答弁から法制を理解するという副題の下、パネラー陣によって、法制審議会での具体的な議論も踏まえた改正のポイントについて意見が交わされ、今後の実務においても有益な研修となった。

（司法制度委員会　副委員長　中野　智一朗）

今年も開催しました!

女性会員の意見を聞く会



活発な意見交換がなされた

9月11日、当会会館にて、女性会員の意見を聞く会が開催された。

この会は、男女共同参画推進本部が当会に設置された翌年である２０１９年から毎年１回開催されており、今年で８回目の開催となった。現状当会の全会員の約20％を占める女性会員の意見を会務に反映させることを、開催の趣旨としている。

今年は会館での現地開催のみで行われ、参加者は、理事者全員と女性会員、横浜修習の女性司法修習生６名、男女共同参画推進本部委員の合計26名であった。

「女性会員のキャリアプラン～当会に求めること」をテーマとして、キャリアを考える上での当会に対する希望や改善点について、３つのグループに分かれて意見交換を行った。

委員会の開催時間への配慮や、委員会がウェブ開催になったことの影響、会員同士の交流方法である当会の同好会やメーリングリストについて、当会で社外取締役に就任している会員同士の交流の機会、弁護士１年目の働き方や、出産・育児中の働き方の変化や事務所・会としてサポートできること等、司法修習生の素朴な疑問も含め、活発な意見交換がなされた。

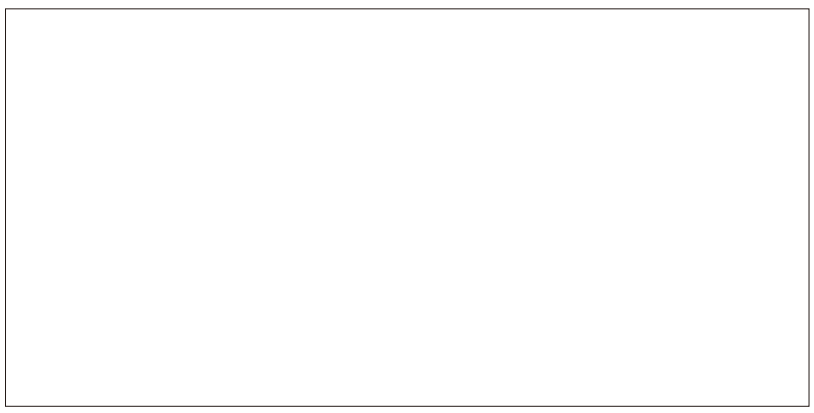
「女性会員の意見を聞く会」は来年以降も開催される予定である。当会に対する意見を理事者に聞いてもらう会であるが、開催を重ね、会員同士の交流の機会にもなっているように感じる。

これまで参加された方も、まだ参加されたことのない方も、是非お越しいただきたい。

（会員　河合　郁）

ラオス法曹関係者への民事弁護実務研修

司法制度の相互理解と友好関係の発展を目指して



9月8日、当会会館にて、ラオス人民民主共和国から来日した民法典ワーキンググループのメンバー20名（最高人民裁判所判事、最高人民検察院検察官、ラオス弁護士会の弁護士、司法省職員、ラオス国立大学教員）に対し、当会の岩田武司会員が「訴状作成の留意点」をテーマに講義を行った。

ラオスでは現在、独立行政法人国際協力機構ＪＩＣＡによる「法の支配発展促進プロジェクト（フェーズ２）」が実施されている。このようなＪＩＣＡによるラオス法制度整備支援の一環として、法務省法務総合研究所国際協力部の協力の下、９月６日から12日間の日程で第６回ラオス本邦研修が開催され、当会での研修会もそのプログラムの一つとして行われた。

当会での研修会は弁護士業務改革委員会が企画し、国際交流委員会と共同で実施した。去る６月２日にも別のグループ20名に同様の講義を行い好評を博したため、今回の再実施に至った。なお２グループに対し、当会の元会員らがＪＩＣＡ長期派遣専門家として現地支援に当たっている。

講義は、法律に精通したラオス人通訳により、岩田会員の講義内容を逐次ラオス語に訳す形で行われた。内容は、具体的な事例（建物明渡請求事件等）を挙げつつ、訴状の記載事項について実務的な注意点を中心に解説されるものであり、司法研修所の講義を彷彿とさせる高度な内容であった。

その後の質疑応答では、参加者から熱心な質問が相次いだ。ラオスでは近年、日本の協力を得て民法典を整備し請求権の発生要件を規定したものの、いまだ不十分な点も多いという。そのため、参加者からは「今回学んだことを持ち帰り、ラオスの民事司法の発展に役立てたい」との感想が述べられた。最後にラオス側から美しい色彩の伝統工芸品の敷物と小物入れが贈られ、両国の友好を深めた。

夜には前回と同様に懇親会が催され、研修期間中に講師を務める他会の弁護士らも参加し、日本酒も酌み交わしながら盛り上がった。ラオスには司法研修所に入るための試験しかないことや、ビールに氷を入れて味をまろやかにして飲む習慣があること等が印象的であった。

今後も両国の司法制度に対する理解が進み、更なる友好関係が築かれるよう、期待したい。

（会員　飯島　倫子）

「三会合同相談会」開催

雨にも負けず活況



9月12日、三会合同相談会が開催された。本相談会の特長は、当会、東京地方税理士会、神奈川県司法書士会の三会が合同で開催する毎年恒例の無料相談会ということである。ここ最近は9月の第二土曜日にかながわ県民センター2階ホールにて開催している。

本相談会は、事前予約なしで、弁護士、税理士、司法書士へ無料で相談できるとあって、例年多くの方にご来場いただいている。正式な集計はまだであるが、本年は、雨模様にもかかわらず、例年以上に多くの方にご来場いただいた。要因としては、司法書士会にてポスターを刷新したことや各役所等でご案内いただけたこと等が考えられる。

相談担当者の配置に当たっては、午前午後に分けて、ある程度来場者のニーズを把握し、士業ごとに人数を調整している。本年は事前予測を超えて、特に弁護士のニーズが高く、終日待機列が発生する活況ぶりであった。来場者の属性としては、比較的年配の方が多く、相談内容としては、相続に係る不動産関係の相談が多かったように思う。

本相談会の相談担当者は事前に公募しており、来年も是非多くの会員に応募していただきたい。また、弁護士業務改革委員会では、今後も市民のニーズに応えるべく、本相談会の開催を継続するとともに、三会で共同開催することをきっかけとして、三会の良好な関係維持にも努めていきたいと考えている。

（会員　清水　基弘）

組織のリーダーに問われるプロ意識

新こちら記者クラブ

わずか1年ほどで再び執行され多額の税金が投入された。横浜市長選のことだ。原因は当時の市長のパワーハラスメント。第三者調査の報告によれば、職員を「人間のクズ」「おばさん」などと呼び、書類の投げつけなどもあったとされ、言語道断と言わざるを得ない。仕事への厳しさの追求ではなく、組織内の萎縮を招いたと判断される行為だからだ。

スポーツを扱う運動部にいた際にもパワハラ問題を取材した。県内にあるサッカーチームで問題が発覚。被害を訴えた選手の中には練習の時間帯になると嘔吐したり、身体が震えたりする心身の不調を訴える人がいた。痛ましい内容だった。当時の監督は辞任し、ライセンス自体も停止になった。

一方で「鬼軍曹」とも評される指揮官を慕う選手が数多く加入してきていた。目を引いたのは「2部に落ちたら責任を取れるのか」といった類の発言だ。ハラスメント専門の弁護士は「ケースバイケース」と言った。降格すればスポンサー撤退で資金は減少する。自身の進退だけでなく、職を失う職員や選手が出てくる。組織のリーダーはこうしたことを頭に置いて行動する必要がある。

こうしたシビアなプロ意識が今回のケースであったのか。新市長は「パワハラ」という単語に配慮しつつも萎縮せず、執務をしてほしい。外部から来ると感じる。日本最大の都市として他への影響を持つ存在だからこそ課せられた使命なはずだ。

（産経新聞　五十嵐　一）

常議員会のいま

一度やってみると良い

会員　松本　亜美（74期）

常議員に立候補したきっかけは、「一度やってみると良い」、との声に背中を押されたこと、そして様々な視点に触れられる機会を得たいと考えたからだ。ただ、正直なところ、その当時はそこまで重く捉えていなかった。

もっとも、その後、私は忘れられない議論を経験した。その議題は、棄権者・反対者がかなりの数いる、そんな議題だった。私は賛成に手を挙げた。そして、わずかの差で賛成多数となった。そのときに、私は自分の議決権の重さを改めて理解した。それまでも、議題に真剣に取り組んでいたつもりではあったが、より一層強くその意義を考えるようになった。

また、当然ながら、多数の人が集まれば、一つの事象に対する捉え方、その事象に対する意見を考える上での視点等が千差万別であることを様々な意見に触れるたびに思い知る。そして、その様々な意見に触れられるこの機会こそが、とても貴重で、常議員になった意義のように私は感じる。

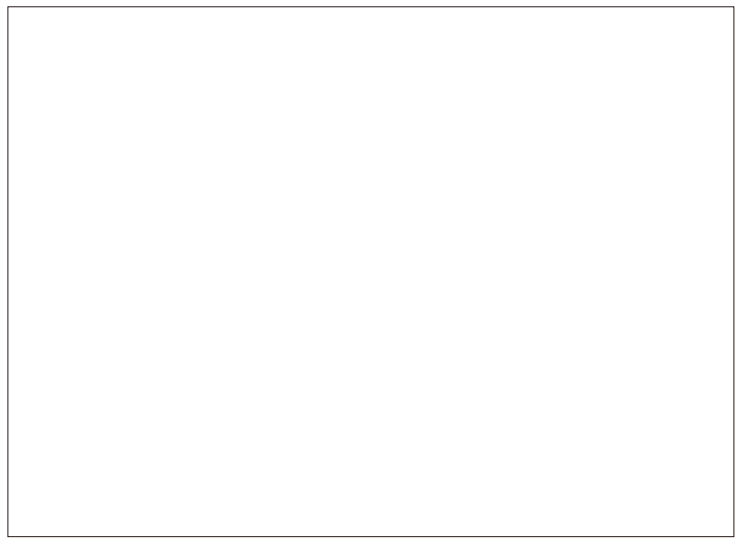
また、自分の意見と異なる意見は、通常、なかなか受け入れ難いものであるが、議論を交わし、時には相手の意見を受け入れて自分の意見を変える、そんな情景が見られたとき、「意見を発信すること」には意義があるのだとも実感する。

このような経験ができたのは、一度やってみると良い、と背中を押してくれた人がいたからだ。私も興味を持っている人がいたならば、同じ言葉で背中を押したいと思う。

理事者室だより

弁護士の使命と委員会の役割

副会長　田渕　大輔



関弁連定期大会後の懇親会で同期と一緒に（一番右が筆者）

私は副会長の職務を通じて、各委員会の活動内容を深く知ることで、各委員会の活動がいずれも弁護士の使命である基本的人権の擁護と社会正義の実現につながるものであることを実感しています。

人権擁護委員会などの人権課題を担当する委員会の活動が、基本的人権の擁護に直結していることはすぐにイメージできることです。

同時に、法律相談センター運営委員会などの弁護士業務の拡充を担う委員会の活動は、弁護士の経済的基盤を充実させるとともに、弁護士によるリーガル・サービスを社会に広く提供することで、一人一人の市民の権利を守り、市民社会における法の支配を実現するという点でも重要な意義を有するものです。

また、研修委員会などの活動は、弁護士の業務の質を維持、向上させることで、良質なリーガル・サービスを提供していくことに大きく貢献しています。そして、一人一人の弁護士の活動を根底から支える弁護士自治を守るため、懲戒委員会、綱紀委員会、紛議調停委員会などの活動が必要不可欠であることは論をまたないことです。

ここで挙げられなかった委員会を含め、弁護士会の委員会の活動は、いずれも弁護士の使命との関係でも重要な役割を担っています。そして、見返りを求めることなく、委員会の活動を献身的に支える会員が多数いることに、改めて感銘を受けています。

副会長の役割は、各委員会の活動が充実したものとなるように、裏方として委員会を支えることにあります。多くの会員の献身的な活動を見習い、私も、各委員会の活動をしっかり支えられるように力を尽くしたい、との思いを新たにしています。



トキの島　佐渡

ニッポニア・ニッポンの今を知る旅

９月11日～14日、公害・環境問題委員会のメンバーで新潟県佐渡市を訪れ、見事な復活を遂げつつあるトキを観察する機会を得た。夕暮れ時に羽ばたく柔らかな朱鷺色の姿は、一瞬で心を奪われる美しさであった。

佐渡島に到着した私たちは、２００７年に設立されたという野生復帰ステーションにて説明を受けた。

１９８１年に日本産の全個体が捕獲され、２００３年に最後の個体「キン」が息を引き取り日本産が絶滅してしまったトキだが、現在は人工繁殖と自然放鳥により島内の野生生息数が推定５００羽を超えるまでに回復している。

当委員会では２０１１年にも佐渡島を訪れ、トキの飼育繁殖や野生復帰についてヒアリングを行ったが、当時の生息数は30～40羽ほどだったとのことであるから驚きである。

この劇的な復活の裏には、行政と市民、そして農業者が一丸となった環境保全型農業の展開がある。佐渡市役所を訪ねてヒアリングを行ったところ、佐渡市は「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」を創設し、農薬・化学肥料を5割削減した農法や冬水田んぼなどの「生きものを育む農法」を推し進めてきたことが分かった。認証米の販売収入の一部を「トキ保護募金」に還元する持続可能な経済循環システムも構築されている。

滞在中は天候が心配されたものの、琴浦洞窟でカヤックをしたり、宿根木で歴史的な町並みを探訪したりなどなど、盛りだくさんな旅であった。個人的には、有志のメンバーで大佐渡縦走登山の「実績を解除」できたことが、深く印象に残っている。この地でしか味わえない空気と絶景は、何ものにも代え難い。

一度絶滅した生物を野生復帰させるという、佐渡の人々の大変な道のりを知った上で見る野生のトキの姿は、より一層美しいものに感じられた。

佐渡で見たトキの姿を思い出せば、そこに至るまでの日々を重ねた人々の姿が想像でき、私ももっと頑張ろうと奮い立たせられる。そんな心の応援隊が増えた旅であった。

（会員　佐藤　杏瑠来）



How About ADR? 27

専門ADRとは

日弁連発行の「自由と正義」９月号の特集は、「家事ＡＤＲの活用と展望」である。

「家事ＡＤＲ」とは、離婚、養育費、親子交流、相続等の家事紛争を取り扱う裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ）であり、特定の紛争分野を対象とする「専門ＡＤＲ」の一類型である。

「専門」と言っても、手続の仕組みそのものは通常の弁護士会ＡＤＲと大差はなく、特定の紛争分野との関係で、あっせん人（手続実施者）の構成、各単位会の他委員会や外部機関との連携、広報のあり方等が異なる。

金融ＡＤＲや医療ＡＤＲが専門ＡＤＲの主な例であるが、その他にも、単位会ごとに、例えば、「労働ＡＤＲ」（札幌弁護士会。労働者側・使用者側それぞれの弁護に精通した各1名計2名の調停人による手続）、「学校問題ＡＤＲ」（東京弁護士会。学校と保護者・学生との間の紛争や保護者間又は学生間の学校における問題に関する紛争を対象とする手続）、「障害者なんでもＡＤＲ」（和歌山弁護士会。社会福祉士会の協力を得て、障害者に対する差別事案等における権利救済に当たる手続）など、様々な取り組みがなされている。

当会紛争解決センターも、専門性のある紛争分野の事件解決に努めていきたいと考えている。会員各位には、その関心分野の紛争解決の場として、当会紛争解決センターの利用を検討していただきたくお願いする。

（会員　井上　潮）



情報セキュリティを考えるをはじめましょう

その57
巧妙化するフィッシング詐欺とその対策

フィッシングとは、実在の企業やサービスを装ったメールやＳＭＳで利用者を偽サイトへ誘導し、ＩＤやパスワードなどの情報を盗んだり、マルウェアに感染させたりする手口です。

近年は、金融機関を装った口座凍結や不正利用の疑い、ＥＣサイトを装ったアカウントや支払情報の更新を求める通知のほか、宅配業者を名のる再配達通知なども多く見られます。

これらはもっともらしい内容で、「早く対応しなければいけない」と焦らせることで、冷静な判断を妨げる点に特徴があります。リンク先のサイトも本物と見分けがつかないほど精巧に作られていることが多く、インターネットに慣れた人でも、わずかな油断で被害に遭うおそれがあります。

基本的な対策としては、まずメールやＳＭＳに記載されたＵＲＬを安易にクリックせず、公式サイトや公式アプリからアクセスすることを習慣付けることが重要です。

また、パソコンやスマートフォンのＯＳやアプリは常に最新の状態に保ち、信頼できるセキュリティソフトを導入・更新することも有効です。さらに、ＩＤやパスワードの使い回しは避け、ワンタイムパスワードや生体認証を活用するほか、迷惑メッセージのブロック機能の利用や、クレジットカードや銀行口座の明細の定期的な確認も重要です。加えて、最新のフィッシング手口に関する情報に日頃から目を向けておくことも大切です。

万一、フィッシングに遭ってしまった場合には、被害の拡大を防ぐため迅速な対応が求められます。具体的には、ＩＤやパスワードを直ちに変更すること、利用しているサービス提供会社や金融機関に速やかに連絡し、必要に応じて補償や対応について相談すること、さらに、警察やフィッシング詐欺対策協議会へ相談することが考えられます。

少しでも「おかしい」と感じた場合には、すぐに情報を入力せず、一度立ち止まって詐欺の可能性を疑うことが、被害防止の第一歩となります。

（会員　永野　真理子）

編集後記

民事訴訟のデジタル化は、慣れていけば便利になりそうです。とはいえ、ＡＩを利用したサイバー攻撃はこの先延々と破壊力を強めていく気もします。デジタルに慣れていくとともに、再びアナログに回帰する可能性も、頭の片隅では意識しておく必要があるかもしれません。

デスク　勝俣　豪
記者　安達　慎司
　　川添　啓明
　　中道　徹
　　長谷川　康
　　北川　貴史
　　長谷川篤司
　　青木　敦子